

## 厚岸町議会 第6期厚岸町総合計画審査特別委員会会議録

令和2年1月14日

午前10時28分開会

- 年長委員（中川委員） ただいまから、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を開会いたします。

本日は、厚岸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選について、お諮りいたします。

9番、桂川委員。

- 桂川委員 年長委員指名にて決して頂きたいと思います。

- 年長委員（中川委員） ただいま、年長委員指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 年長委員（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、私から、委員長には竹田委員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 年長委員（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、委員長には竹田委員が互選されました。

- 年長委員（中川委員） 委員会を休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

- 委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

- 委員長（竹田委員） これより副委員長の互選について、お諮りいたします。

9番、桂川委員。

- 桂川委員 委員長指名にて決していただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
それでは、委員長において、副委員長には 大野委員を指名したいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
よって、副委員長には 大野委員が互選されました。

- 委員長（竹田委員） 審査を進める前に、審査の方法について、お諮りいたします。  
まず、審査をする範囲ですが、「厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例」で総合計画の議決事項は、「基本構想」と「行動計画」と規定されておりますので、本委員会において審査する範囲は「Ⅱ 基本構想」と「Ⅲ 行動計画」となります。  
進め方につきましては、節ごとに審査いたします。なお、「Ⅱ 基本構想」第3章各節の審査に入りましたら、「Ⅲ 行動計画」の各章各節が連動しておりますので、「Ⅲ 行動計画」の各章各節ごとの審査と並行して審査を行っていきたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
それでは、早速審査を進めてまいります。  
「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」を議題とし、審査を進めてまいります。

- 委員長（竹田委員） まず、第6期厚岸町総合計画、48ページ「Ⅱ 基本構想」第1章・第1節「めざすまちの姿」です。ございませんか。  
3番、室崎委員。

- 室崎委員 今、ちゃんと聞いてなかったので申し訳ないんですけども、この総合計画の中で、12ページに総合計画の構造が記載されているんですね。これについてはやはり審議をしなければならないと思うんです。基本構想や行動計画の各論点については、勿論後でやれば良いんですけども、ここは総論という中に総合計画の構成が書かれているんですが、これについて表現に少し疑点があるんですけども、それはここでは議論

にならないということですか。していただけるとありがたいんですが。

- 委員長（竹田委員） 3番さん、今朝の議運で総論については議決権の分野から外れるということで、議運で決定した項目になっています。

（「言っていないよ、今朝の議運でそんな話ないよ。」の声あり。）

- 委員長（竹田委員） 総論については、議決から外れるという話は議運の中でしてるはずです。ですから総論となると10ページも入るとのことなので。

〔「中身でなくて、表現なんだけどね。駄目だというなら仕方ないけど。」の声あり〕

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。  
48ページ、「めざすまちの姿」です。ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、第2節「基本姿勢」です。  
ございませんか。

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、第3節「『めざすまちの姿』の実現に向けた5つの将来像」です。  
ございませんか。

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、第4節「人口の将来展望」です。  
5番、南谷委員。

- 南谷委員 人口の将来展望、本町にとって向こう10年、第6期総合計画の中で大きなウェートを占めていると理解をしています。その上でお尋ねをさせていただきます。  
2020年から2030年迄の厚岸町の人口推計、国立社会保障人口問題研究所の推計を用い、7,463人と想定されておりますが、後ほども出てますが町ちょうなりの推計をしておりますが、この推計について、これを採用したこれらの相関関係について、まず概略で良いですから説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。この人口総合研究所の今回の想定人口7,463人ではありますが、前回の第5期総合計画、この時の想定人口、10年後はどういう人口になるんだといたしました時に、9,500人で想定しておりました。それが直近の数字ではありますが、11月末現在で9,208人という事で、こちらの人口統計の数字とほぼ変わらない、逆に想定以上の減少となっているという事であります。

先程委員も申した通り、今回の第6期総合計画で一番重要なのは、人口減少問題だと思っております。今回の計画では人口減少、そして高齢化に応じた「まちづくり」を進めて行かなければならない。そういった中では、社会現象の変化と柔軟性、それと総論でも出させていただいておりますが、「厚岸町の特性と強み」というのがあります。そういった中では、それを用いて計画を進めなければなりません。あとは人口が増えていく事は想定できません。今居る人口に応じた「まちづくり政策」。また、人口を7,463人と想定させていただいておりますが、この人口になるというのではなく、今の9,200何人から7,463人にならない様な、最小限に止める様な計画施策を進めて行くという事で、こういった数字を出させていただいているところであります。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、第5節「財政の見通し」です。  
5番、南谷委員。

●南谷委員 財政の見通しについて、お尋ねをさせていただきます。はじめに、町民税の減収見込みでございます。これについて、先ずお尋ねをさせていただきます。

令和2年の1,773万3,000円の減収となっております。おそらく前年度の産業の実態を把握して、この様な数字になるのかなと推測をさせていただきました。その後ですね、令和3年以降はなだらかな減収となっております、この表を見るとね。これらについて、もう少し詳しく説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。今回の総合計画で示させていただいている、財政推計の中の町税の考え方でございます。こちらの方、まだ令和元年度の数字は確定しておりません。そういった中で、直近の数字であります平成30年、こちらの数字を用いまして、人口の減少、予想率、これを掛けまして税の数字を表しているという事でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 単年度でぐっと下がってますよね、1年だけ。その後はなだらかに下がりますよ。この推計をされた要因について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） この数字の根拠であります、平成30年の数字を用いております。平成30年の税の数字を見ていきますと、給与所得だとか、平成29年度を基にして平成30年の税を捉えておりますので、一定の数字は保たれるという形であります。

ただ、令和元年度、今言われる様にサンマの不漁だとか、色んな厳しい条件はここでは加味しておりません。そういった中では、次年度以降、想定はこの様な数字を置いています、これは例年の予算の中で色々変化はしておりますが、それらの対応を年度年度の予算内で対応させていただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 大体は分かったんですけどもね、この試算からいくと私の記憶では町税・税収は大体一定なんですよね。ずっと景気に左右されないで、町民税そのものは余り、ある一定の水準から下がらないで、でも、この数字を見ていくと、今までの数字から見ると、向こう10年に向けては、非常に前半5年は厳しい数値になってますよね。来年下がりますよ、さらに下がっていくよ。でも、かつての10年間、人口減少なり色々あったんだけど、税収そのものはほぼ横ばいで来ております、現実的に。その辺について、もう少し詳しく説明してください、何故こうなるのか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 税の今回の考え方でありますが、厚岸町は大体10億単位ということで、色々な産業がありまして、例えば漁業では何かが不漁であれば何かが良いという様な、総体的に厚岸町の部分は来ましたが、やはり納税義務者、人口減少が進む事によって納税義務者が減っております。納税義務者は減りますけれども逆に給与所得、給与所得が伸びておりますので、それらの関係でいきますと、どちらが高くなってどちらが低くなるとは言えませんが、ある程度一定の数字は保たれる。ただ、やはり人口減少になることによって納税義務者が減るという事で、この様な想定の数値にさせていただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 私も始めはそう思ったんですよ。でも、町として努力をして活気のある厚岸町を造るわけですから、それと現実にはですね、尾幌にはソーラーパネルが出来た。これだって固定資産税、税収全体で見るとだよ、町税はこういう数字で良いんですけれ

ども、収益的に考えた時にどうなんですかねというのが疑問に思ったんです。町税はおそらくこうなるだろうと。でも、酪農関係、今はT P Pの問題で将来は非常に暗い部分もあるかも分かりませんが、漁業だけではないだろう。厚岸町全体としてはある程度の数字は推移するのではないかと、そういう事も考えられるのかなと。町税だけではなく収入全体ではどうなんだろうと、こういう視点ではどうでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員仰る通りでございますが、やはり推計でありますので、総合計画になりますので、私たちもこの数字に関しては期待もあります。やはり不漁だ、T P Pの中で酪農が厳しい、そういった部分は勿論ありますけれども、根拠なくして数字は表されないと思っております。今ある数字、平成30年度の決算の数字を基にして、ある一定の想定をしながらこの様な数字を示させていただいたという事で、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、54ページ、第2章「政策の体系」です。

ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、55ページ、第3章「施策の大綱」第1節「生活環境・都市基盤部門」のうち①「土地利用」に入りますが、ここからは前段で申し上げたとおり、「Ⅲ 行動計画」との並行審査となります。

70ページ、行動計画の第1章「生活環境・都市基盤部門」第1節「土地利用」と並行して審査を進めてまいります。

3番、室崎委員。

●室崎委員 並行審査になるんですね。

●委員長（竹田委員） はい。

●室崎委員 まず、第1節全般に関してですが、エスデージェーズというものをここで出して、それと関連付けたのは大したものだなと思って、これについては本当に評価いたします。

その上でお聞きするんですが、この部門で推進する施策に関連するエスデージェーズに

於ける17の目標となっているんですが、ここにエスデージェーズの1、貧困対策というのが入っていないんですね。この理由はどうなるのか。これ、全部に関わってきますので、お許しをいただきたいんですが。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えさせていただきます。このエスデージェーズの目標の一つであります1の貧困の部分であります。節毎のそれぞれの部門別、特に強い部分、例えば「生活環境・都市基盤部門」でいえば、この部分に強い部分をエスデージェーズと関連するという事で示させていただいています。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ここに載っているエスデージェーズの2というのは飢餓対策ですよ。飢餓対策まで載せている中で、貧困対策が出てこない。「生活環境・都市基盤部門」という事で各節ずっと書いてあるんですけど、そういう中では、貧困対策というものは、例えば住宅なんかでもですね、住宅福祉という言葉が出てきてますでしょう。そういうふう色々あるんですけどもね、それはここでは関係ないという事なんです。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時57分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。先程のエスデージェーズの関連でございますが、関連付けが一番強い部分、これは全部に跨がっていきますので、一つの線を引かせてもらっています。一番関連が強いところにエスデージェーズをさせていただいているという事で、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想55ページ、②「環境保全」と併せて、行動計画73ページ、第2節「環境保全」です。  
3番、室崎委員。

●室崎委員 お聞きします。環境保全の構想としては、ここに4項目か5項目載ってますね、6項目か。それで行動計画なんですけど、行動計画を見る場合に、ちょっとこれは見方としてお聞きするんですが、2節・環境保全となる上に施策1、横棒2となっているんですよね、小さく書いてありますね。分かります、言ってること。見出しの所、73ページ一番上の左側。これは施策の大綱第3章というところに1節として①②とずっと書いてある、この数字を表している、索引であると考えれば良いんですね。先ずその一点。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員仰る、一番上の施策のこれが第3章の施策の大綱からきてるということです。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 その上でお聞きしますが、この行動計画なんです。①②とありますね。それで温室効果ガスの排出削減というのが77にありますね。これを見ますとですね、施策の展開というところに2行に辛うじてなるほどの記載があって、あとは1行ですね、次の自然環境の保全なんかにかかれていてのから見ると、はるかに抽象的且つ素っ気ない。

それで、こんなものなのかなと私は思いまして、子細にこの報告書を読ませていただいた時に思ったんですが、例えば80ページ、ここではエネルギーの有効利用という事が書かれていますが、こういうもの。それから124ページですね、確か牛糞のバイオマスが書かれていたんじゃないかと思うんです。バイオガスプラントについて記載がありますね。それから129か、林業のところでもバイオマスだとか、そういう事の記載がありますよね。木質バイオマスか。こういう様なものは、皆、化石燃料の削減に繋がっているわけですよね。そうすると、他の項目に記載したからこっちに出来ないというものではないわけでしょう。そういう様なものはみんな、ここで言う温室効果ガス削減の施策じゃないですか。そういう事をきちんと記載していく必要があるんじゃないだろうか。あれはあっちの方の分野だから、或いは担当が違うからここに書けないというのでは、総合計画ではなくて縦割り計画になってしまいますからね。その辺り如何でしょう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。この地球温暖化対策というものは、とても大きな問題であります。こちらの方には地球温暖化対策という事業しか書いておりませんが、委員仰るとおり各分野のほうに個別の施策は書いてございます。我々も地球温暖化対策実行計画を作りまして個別に施策を書いておりますが、この総合計画の中では大きく地球温暖化対策としまして個別には書いておりませんが、色んな施策があるもので個別に書けなかったというのが事実でございます。



●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 誰が見るんですか、これ。担当者だけが見るんですか。町民みんなが見るものでしょう。その時に、何とか計画にはこんなのあって、何とか計画にはこれがあって、そっちに書いてあるからこのところは総体的に書いたで済みますか。結局ね、全部絡んでくるわけですよ。だから細かいものまで全部ここに記載すれとは言いませんけれども、ここは行動計画でしょう。基本構想であったり総論であったりするわけではないんですよ。だから、やはり、などと付いて良いわけだけでも、こういう地球温暖化対策については、今、厚岸町でこういう事をやっているんだ、という事が分かる様になっていく必要があるんじゃないですか。

構想でね、環境負荷を少なくしてやって行きますという事で、色々と総論的な事を書いているわけですよ。それで、行動計画の中の温室効果ガスの削減という項目があるわけですよ。その具体的なものになった途端に抽象的な事しか書いていない。これではですね、国連に行ったどっかの国の環境省の大臣と同じでしょう。総体的な話は朗々とやったけれども、具体的にあんたのところ何やってんですか言ったら詰まっちゃた。それと同じ印象を与えるという事で、折角ここまでやっていたのなら、という事なんですよ。やってないとか、悪いとかという事ではないんですよ。折角ここまでやってたのならという事なんです。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時14分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

町長。

●町長（若狭町長） これは私から。この課題は世界的な大きな問題、地方自治体に於いてもですね。先程、小泉環境大臣の話も出ましたけれども、注目すべき事で今回の気候変動等、自然災害等、もう重要な課題なんですよ。そういう意味においては、先程のバイオの問題とかありましたけれども、それだけの問題ではなくて森林の問題、あらゆる環境関係が出てくるわけですよ。ですから、地球温暖化対策という事については、中身は極めて広いんです、広義です。そういう問題をですね、ここで記載するという事もあるかもしれませんが、相当な部門になってしまうと。ですから、地球温暖化対策というものは、現在の世界に於いて大きな課題であり、また、それぞれ認識を持っていると思います。

ですから、各部門に於けるバイオマスとか、それからエネルギー対策とか、さらにはまた、後ほど出てきますけれども森林の問題等々、国民上げて対策をしなければならない課題として、厚岸町も取り上げていかなければならない。そして、削減に努めていか

なければならない。そういう事でございますので、確かに3番議員の言う事も分かりませんが、この際、そういう事でご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 要するに換えられないと、そういう事ですね。それで、数字がここだけ上げられているんですよ、目標数字がね。26パーセント削減という事が明記されていますよね。これについては、十分に達成可能な数字であると考えていると理解してよろしいですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。こちらの26パーセント削減という26パーセンですが、こちらにつきましては国が示しております地球温暖化対策計画、これに則した数字でございます。

厚岸町としましては、排出温室効果ガスを26パーセント排出という事で目指しておりますけれども、大変難しい数字でございます。例えば町有施設で言いますと、ガソリンで言いますと、これまでの使用量、これを26パーセント削減しなければいけない。さらには、電気等も26パーセント削減しなければいけないという事で、ただの省エネであれば、省エネ施策であれば、ここまで達成する事はかなり厳しいのではないかと考えております。このことから木質バイオマスの導入、さらには太陽光ソーラーの導入、そういう部分も研究して行きながら、整備を進めて行かなければ達成できる数字ではないと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 あまり長引かせる事もしないですが、おそらく達成できないであろうという数字を上げて、なおかつ、その事業に関しては5文字か8文字のそれしか書かないで、そして環境保全については進めておりますというのは、読者に対しては大変不親切ではないかと。町長が言った様に色々あるのは良く分かります、総合的な問題ですからね。

ただ、例としてこんなものが上げられる、という様なものがあったとしても良いじゃないかというのがこっちの印象なんです、いやいやそうじゃないんだと、これで良いんだと仰るんでしたらそれ以上は言いませんが、国が決めたからといってそれをここに、まず無理だろうと担当者も腹の中では思いながら、この様なものは掲載しなければならぬというものなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） これは平成28年に閣議決定した地球温暖化対策計画で出した数字で

ございます。我々国民は、それに向かって削減に向かってですね、最善の努力をして行かなければならない、これは当然の事であります。

一方、国に於きましては、今問題になっておりますのは化石燃料のことで、石炭エネルギーの問題であります。まずは稼働していると。しかし、それでは廃止の方に向かっているのかといえば、現実には隣の釧路でですね、私もちょっと色々と言っているんですけども、石炭火力が動き出すとかいう様な課題、それから何と言いましても原発の問題。これも稼働できるかどうか分からない。ですから、同じ目標を上げましても国全体で、この様に26パーセントの削減ができる、これは国の責任でやるべき事であって、我々はそれに従って最善の努力をしなければならない、これは当然の事なんです。

今、担当課長は難しい様な話もしたという話ではありますが、そういう事であっては困ります。向かって進むこと、これが我々の施策でなければならないと、私はその様に思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 国全体で国は26パーセント削減と言っているんですよ。だけど、それぞれの自治体で条件が違いますよ。「まち」によっては非常に、現在、いわゆる二酸化炭素を含めた排出量が極々少なくて、むしろ吸収する方が多いという成績を出している「まち」もありますよね。そういう所も26パーセント減らせ。それから、ボンボンと石炭でも石油でもいいんですけども、二酸化炭素を出している様な「まち」も26パーセント減らせというものではないですよ。全体で26パーセントという事で、それぞれに条件が違うと思う。今、非常に成績が良い所が、そこから26パーセント減らせというのは大変難しい。

それで厚岸町はどうなんですか、そういう部分でいうと国は26という数字を出してきたけれども、厚岸町は現在こうこうこうで、努力する部分はこういう所にあるという調査、そういうものは行ってますか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。厚岸町内に於きましては、町有施設ではございますけれども、毎年EMS環境マネジメントシステム、これを実行しております。町有施設の二酸化炭素の排出量を確認しております。

地球温暖化防止計画ですけれども、国として26パーセントという数字を掲げております。厚岸町としても一自治体としまして、如何に計画に貢献できるかという部分で、私、先程大変厳しいとは思っておりますと話をさせていただきましたが、できないとは言っておりません。この26パーセントに向けて、町としまして色々な施策を考えて行きながら、研究をして行きながら向かって行きたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 私、なんたらかんたら26パーセント減らせと言ってるわけじゃないんですよ。ただね、これは国が出した指標なんで、それに対して町も少しでもそれに近づくように努めますと言うのであれば分かるけれども、ここに数値を出してしまっているんですよ、目標値を。それで、こうしますと言っている。そうしておいて聞くと、難しいんですよ、できないとは言っておりませんという答弁が出てくる。じゃあ、何のための数字なんだと、こういう事になるでしょう。だから、できないものを如何にも簡単にできる様に数値まで出してとやるよりは、そういう実情をはっきりさせて、尚且つそれに近付くためにこういう事をやるんだという事を具体的に書いてく、そういうのが総合計画じゃないですか。そういう意味で、全体としてこの計画は非常に良く記載されているんですよ。だから、敢えて言うんです。全部がこんな調子で言ってるんだったら、最初から審議なんかしませんよ。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私も先程お話ししました通り、26パーセント削減というのは日本国としての削減でございまして、我々はそれに向けて色々な施策をして行かなければならない。そういう事で、今回の第6期総合計画も計画として載せているわけでございます。どうかその点ご理解をいただいて、厚岸も環境マネジメントシステム等々、さらにはまた、色々な削減の施策を講じておるわけでございますので、それに向かってこの6期中でやって行くと、努めて行くという事でございますので、ご理解をいただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 環境保全で二点お尋ねをさせていただきます。一点目ですが、環境保全について色々施策を謳っていますが、先ず始めに、厚岸町も森林環境譲与税と言うんですか、基金に積んでおります。これは主たるどころ林業に使うという事で理解をしていますが、税の環境と付いているんですよ。

私は思ったんですよ、この環境保全に関わる事について基金にお金を積んでいますよ、町民、道民。この関係はこの文言の中ではどこに充当するのかしないのか。厚岸町の環境譲与税の基金に積んでるこれらの財源というものは、全く関与しないのかどうなのか。この辺についてどの様に捉えればいいのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。森林環境譲与税でありますけれども、森林環境譲与税につきましては、第2節の環境保全に明記はしておらずですね、林業ですね、林業のほうで第2章の産業経済部門、こちらの第3節林業で明記させていただいています。

(「委員長、答弁違う。」の声あり)

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えいたします。環境譲与税、後ほど環境林業税と譲与が取れるわけですが、目的はですね、今、室崎委員とも議論をしましたが、やはり多目的な課題として森林の果たす公益性は極めて大きい。特に環境という、頭に付いておりますのは、森林の役割が環境に対して極めて公益性を持って、大きいという事で付けたわけでございまして、これは私もタッチいたしましたので中身をよく承知しているつもりでおりますが、そういう中で、今回の環境譲与税は今後の環境、そして先程の議論あった様な課題等々に、大きな役割を果たすであろうと考えているわけであります。

その具体的なお話をいたしますと、実は整備をされていない森林地帯があるわけでございます。それを何とか整備をして、森林の生育を良くして行かなければならないという様な中で、これは町が責任を持って整備をするという事になったわけでございまして、そのために厚岸町に於きましても、お陰様で約700万円程の譲与税が来てるという経緯でございますので、環境にとりましては森林は公益性としては、極めて大きい関係にあるという事でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 僕の認識とは若干ずれているんですよね。環境譲与税の用途については町長答弁されたけど、ちょっと舌足らずでないかと思うんです、私の認識では。やはり広く環境に配慮した問題についても活用ができると私は理解しているんですが、如何ですか。これらも含めて、ここで記載されている部分についてはあるのかないのか、その事だけ答えてくれれば良いです。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。森林環境譲与税の用途でありますけれども、この用途につきましては法律で決まっております、森林の整備及びその促進に関する事しか使うことは出来ないとになっております。ですので私有林の間伐、さらには木材利用、さらには担い手対策、そういう部分にしか使えないものでありますので、環境保全のほうでは明記しておらず、林業の施策に加えております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると厚岸町の環境譲与税については、主たるところはほとんど林業に関するものについての活用だと、こういう理解をさせていただきました。

二点目にいきます。環境保全の73ページ、上から7番目。現状と課題の7番目ですが、「厚岸湖・別寒辺牛湿原が開発されず原始の姿で残っていることは、生態系の維持につ

ながら、その生態系の環境の中にある漁業生産物を守り続けられた要因でもあります。私たちが賢明な利用を進めるだけでなく、この貴重な環境を後世へ引き継ぐため、持続可能な開発の考え方の下、ラムサール条約登録地として湿地の保全と生態系や種、個体群それぞれのレベルでの生物の多様性の確保を図る必要があります。」非常に凄い文章だなと感服をいたしました。全くその通りだなと、是非、しっかり取り組んでいただきたいと考えました。

これからもですね、この環境に対して私が特に感じるのは、漁業では養殖漁業の確立を目指して行かなければならないだろうと。また、ウイスキーの醸造、自然環境を売りに行かなければならない。そういった意味で、厚岸町の厚岸湖、それから厚岸湿原、別寒辺牛湿原の環境保全がこれからの10年、大変重要な事ではないかと感じます。そういう意味では、ここで明記されている事は非常に感銘を受けた次第でございます。賢明な利用と持続可能な開発に十分配慮され、環境を大切に環境保全の意識向上に努めていただきたい。という事は、具体的にもう少しですね、どの様な対策を執られるのか、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） その前にですね、環境譲与税の関係で何か誤解されている様な点があるんですが、主たる目的は環境という森林の役割、公益性が主たる事でございますので、ただ、総合計画に於いては保全という森林管理制度に基づいて実施して行くという事で、先程の法律を以て担当課長が答弁した通りでございます。

利用と環境と森林の関係とは同一なんですけれども、利用する場合は法で決まっていますので、そこに重点を置いたという事でございますので、ご理解をいただきます。私は、やはり環境と森林は一体で、環境の役割は極めて大きいという事をお話ししたわけでありませう。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。「施策の展開」につきましては、次のページ75ページに書いてありますけれども、主に「水質の保全」、さらには77ページの「自然環境の保全」、さらに78ページの「子ども環境教育・環境生涯学習の充実と普及」、こちらのほうに書いておりますけれども、こちらに書いています施策の展開を中心に行っていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 77ページのお話をされたんですけれども、私は環境保全、湿原の保全というんですか、そういう観点でもソーラーの空き地の利用というんですか、開発、湿原のある程度の保全、面積の保全も含めてですね、厚岸町の別寒辺牛湿原、それから湿原の保全というものも考えて行かなければならない時代にあると思うんですよ。これらについ

て、もう少し具体的に答えていただきたい。

私は湿原の重要性、湿原がなくなれば厚岸湖で養殖事業をやっているカキ・アサリ、これらにも大きく影響を及ぼす要因にもなるわけですから、この辺についても10年間、湿原の保全に目を向けなければならない時に来ているのではないかと思うんですが、この辺の考え方について説明を求めます。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。湿原の保全につきましては、厚岸町はラムサール条約登録湿地の別寒辺牛湿原がございます。ラムサール条約と言いますのは、世界で特に重要な湿地、この湿地を守るために保全をしていきたいと思いますという条約でございます。このことから、水鳥観察館を中心にしまして湿原の重要性、さらには発信をして行きながら、町内外に湿原の重要性を発信して行きたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想56ページ、③「エネルギーの有効活用」と併せて、行動計画80ページ、第3節「エネルギーの有効利用」です。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想56ページ、④「水道」と併せて、行動計画82ページ、第4節「水道」です。3番、室崎委員。

●室崎委員 水道の基本構想の方は総論ですから良いんですが、行動計画のところですね、課題というものにも明記されていないので、施策の展開にも出て来ないのかなと思うんですが、水道の会計と言うんですか、これは人口の減少というものもあって、将来に関しては厳しいという事は誰しも、どの町でもそうだと思う。

そういう中で、有収率を上げて行かなければならないというのは、大きな課題だと思いますね。特に漏水対策というのを厚岸町も一生懸命やっているのは分かります。総体が減っている中で有収率が減らないというのは、それだけ漏水対策を一生懸命やっている事だと思うんですが、これらについても施策の展開として明記すべきではと思うんですが、その点どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。3番委員さんのほうで有収率で話されたと思うんですが、有収率なんですけど、ほぼこの5・6年、一定の70パーセント台、71パーセント72パーセント、その中でも我々は毎年春と秋口、水の使う時期をみながら漏水調査を実施しながらも、個別の給水が一向に減らない状況になっております。ただ、この給水に関しては各戸の給水になりますので、各戸の給水対応はいただいているんですが、毎年、今年もですが漏水調査をやりまして、漏水率も割と良い状態に保たれています。問題は有収率の確保というよりも、今後は水道基盤、水道管なり、大きな施設、ライフライン、大きな目で検討しなければいけないという事で、有収率よりも基盤整備に重点を置いたという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想56ページ、⑤「下水道」と併せて、行動計画85ページ、第5節「下水道」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想56ページ、⑥「道路・公共交通」と併せて、行動計画88ページ第6節「道路・公共交通」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想56ページ、⑦の「住宅」と併せて、行動計画93ページ、第7節「住宅」です。  
3番、室崎委員。

●室崎委員 ここでは町営住宅が取り上げられていますよね。町営住宅の歴史というのは色んな方が色んな事を仰るけど、その中の一つには戦争直後のですね引揚者住宅の整備が、その後の公営住宅に繋がって行くということを知ったことがあります。それで、やはり中心的な大きな目的は家を持たない人、その人達に対する住宅の提供という事を全国的に各自治体が行ったと聞いております。

そうすると、これは先程ちょっとエスデージーズの話をしたんですが、エスデージーズで言うと、エスデージーズの1番・貧困対策というものは住宅を考える時には、やはり大きな論点として上がってくるのではないかと私は思うんです。ところが先程の担当者の説明によると、この生活環境・都市基盤部門に於ける貧困対策というのは、いわば重要な問題ではないと一蹴されたわけですが、町営住宅というものが1項ここで上がつ



ている中で、どうなんでしょうか。もう一度お考えをお聞かせいただきたい。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時47分休憩

午後01時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開いたします。  
町長。

- 町長（若狭町長） 先程の質問に対して、私からお答えをさせていただきたいと思いません。

貧困問題、住宅問題でお話があったわけではありますが、色々と私なりに検討いたしたところでございまして、3番室崎議員の言うとおりであろう。と言いますのは、やはり貧困の中でもですね、衣食住が最も大事な事。それから勿論、学校教育もそうではありますが、色々と幅広く貧困の原因があるわけでございまして、その対策を講じるという事も第6期では重要な課題。

今までも色んな議論がありましたので、私といたしましては、この際、付け加えさせていただきたいと思いますが、55ページの第3章・施策の展開、ここの中にエスデージーズの1貧困を入れるという事があります。さらにはまた、住宅が今議論になっていいますが、214ページ、最後のほうになります、施策の展開の丸ばつがありますが、その中の住宅というのがあります、214ページ。そこに黒丸を入れると、貧困ですね。その様にしたいと思しますので、ご理解いただければと思います。

- 委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想57ページ、⑧「都市計画・公園・緑地」と併せて、行動計画96ページ、第8節「都市計画・公園・緑地」です。  
ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想57ページ、⑨「交通安全・防犯」と併せて、行動計画98ページ、第9節「交通安全・防犯」です。  
ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想57ページ、⑩「消費生活」と併せて、行動計画101ページ、第10節「消費生活」です。

3番、室崎委員。

●室崎委員 先ず基本構想のところですが、57ページ。これは大した問題ではないんですけど、気が付いたので一応念のため申し上げるが、「きめ細かな情報提供」という書き方をしていますね、これで良いんだと思うんです。ところが、この頃「きめ細やかな」という様に、神経は細やかで極めは細かいんですけども、一緒にした様な表現が時々見られるんですが、この中にもですね、「きめ細かな」という類いのものが4箇所か5箇所あるんですが、両方が入っているんですよ。それは後でご確認の上、統一なされたほうが良いと思います。「細やかな」というのが誤用だと思いますので、それはよろしくお願ひしたい。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員仰ったように「きめ細かな」の部分であります。他にも関わってきますので、精査して回答させていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 行動計画の方なんです。102ページに「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」というものがありますが、これは今から何年位前かな、15年かもっと前かもしれませぬ、にできているんですが、その目的は被害の未然防止を目的として、特殊詐欺等に関して迅速に対応するための情報ネットワークを作ったわけですね。ところが、今回ここでの連絡会議に対する書き方は、「多様な消費者問題に対処するため連絡会議」云々となっているんですが、何時からこの趣旨は変わったんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後01時07分休憩

午後01時08分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

商工観光課長。

●委員長（竹田委員） 商工観光課長。

●商工観光課長（尾張課長） お時間をいただいて申し訳ございません。委員仰る通り、平成16年6月に「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」が設置されたわけでございます。

この設置目的につきましては、厚岸町内に於ける関係機関、団体等が消費者被害に関して相互に連携する事によりまして、消費者に対し消費生活に関わる情報提供及び啓発運動を推進すると共に適切な相談活動を通しまして、悪徳商法追放気運の情勢を図りながら、消費者被害の防止に資するために設置したという内容でございます。

そういった中で、今ご指摘の中で、施策の展開が多様な消費者問題に対処するためにという事で、変わったのかというご質問でございますけれども、あくまでも設置目的、さらには所管事項がございますけれども、こういった被害防止を図るためには、迅速な対応といった事は、当然今も情報共有をしながら適時やっている事でございますし、多様化するという、当然悪徳商法や特殊詐欺、色んな手を使った中での詐欺等も増えてきていると。そういった多様化する部分についての問題に対処するという事も、対処するためにも、この会議と連携を図りながら諸問題を早期に解決していくと。被害に遭わない様な対応を図って行くといった事は、変わらないという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。何でこんな事を思ったかと言いますと、ともすると、この連絡会議の設立趣旨が忘れられて、消費者生活相談センターのミニ版の様な会議が開かれる事がよくあるんですよね。そこに集まった会議のメンバーに対して、釧路辺りからの消費者センターの人が来て、特殊詐欺というものはという講義をして帰るだけ、という様なものが時々行われる事があって、これはネットワークで情報を迅速に伝えるためのものだという事については、やはりきちんと押さえていただきたいと思いますので。厚岸の何処かで何かがあったら、このネットワークに乗せて、すぐ全部の所に繋がるというためのものですから、その点がちょっと何か、今回の記載も薄いなという感じがしたので言ったわけで、今の答弁で理解できましたので、どうかよろしく願いしたい。

●委員長（竹田委員） 商工観光課長。

●商工観光課長（尾張課長） ご質問者仰るとおり、当然、構成している団体等の会議も年2回持ちながら情報共有を図っておりますが、厚岸町内に於きまして、特殊詐欺や悪徳商法といった情報がありました場合につきましては、警察をはじめ構成している団体のほうと随時情報共有をさせていただきながら、被害防止に努めて参っております。

さらには、昨年もそうですけれども、町民向けにフロー図等も広報誌に折り込ませていただきまして、できれば目に付く所に貼っていただきながら、何かあった場合にはそういった情報を我々若しくは警察等に流していただく、そういった取組をしているところでございますので、引き続き被害に遭わない様な対策を今後とも、今後の第6期計画に於きましても、着実に進めて行きたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 先程、委員からありました「きめ細かな情報提供」という事で確認させていただきました。委員言うように「きめ細かな」という事で問題ないであります。

ただ、15ページのエスデージーズの中に「きめ細やかな支援策が求められています」と明記しておりますが、これは国際的な訳として示されていますので、こちらとは関連ありませんが、「きめ細かな情報提供」。あとはこういう文言を使っている所はありませんので、ご理解いただければと思います。

- 委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想57ページ、⑪「消防・防災」と併せて、行動計画103ページ、第11節「消防・防災」です。

ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想57ページ、⑫「環境衛生」と併せて、行動計画109ページ、第12節「環境衛生」です。

ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想58ページ、⑬「情報ネットワーク」と併せて、行動計画114ページ、第13節「情報ネットワーク」です。

2番、石澤委員。

- 石澤委員 ここの「めざすまちの姿」のところで、「社会保障・税番号制度の導入による効率的な」とあるんですが、この事によってリスクとか弊害を受ける人が出て来る様な感じがするんですが、その辺どうですか。

- 委員長（竹田委員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） 「社会保障・税番号制度の導入による効率的な情報の管理及び利用を可能とし」というところですけども、確かにこの制度、マイナンバー制度と言われているものであります。マイナンバーが他に流出した場合にですね、悪用されるのではないのかという事につきましては、制度が始まってから今もその様な形で行われております。ですけども、国のほうといたしましては、マイナンバー、すなわち12桁の番号のみでは犯罪等々にも活用されないんだ、という部分を過去にも増して最近は

結構言ってきた状況にあると思っております。

また、効率的な情報管理であります。特に利用の部分、このマイナンバー制度、マイナンバーカードですね、これによって、既にもう言われておりますのが、一番大きいのが保険証の部分に対してマイナンバーカードを活用して行く、という事も言われております。保険証の活用にあたりましては、マイナンバーカードの12桁の番号を見るのではなく、そのカードの中に入っている電子的な個人を証明する情報、これを基にして連携をかけて本人であることの認証、あとは被保険者であることの認証という事で進めてられています。これらの取組が始まりますと、現在色々な部分で、昔から言われておりますけれども、身分証明書を持っていない方々等が、このマイナンバーカードを持つことによって、顔写真入りの公的な身分証明書を持つことができるとか、その様な利点にも繋がってくるかなと思っております。

町といたしましても、このマイナンバー制度、国の制度でありますけれども、こちらを進めて行くにあたりまして、今委員が仰られた様な不安がまだ町民の中に残っていると思っておりますので、その辺につきましては、可能な限り解消できるような周知やPRをして行きたいと考えています。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 分かりました。この事によって、自分はマイナンバーカードを使いたくない、といった時の強制にはならないという事ですね。この制度をここに載せているけれども、本人が使いたくないといった場合は、その強制はしないという事になっているんですね。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 委員仰る通り、現状に於いてはマイナンバーを国から通知はしておりますけれども、各種手続きの際に、その記述を絶対しなければならないというものではございませんので、その部分につきましては、制度発足の時から変わっていないという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと人の尻馬に乗る様で悪いんですけども、2番委員さんと同じ事をお聞きしますけれども、「めざすまちの姿」というところにこれを記載したという事は、国が云々でなくて、厚岸町は一人でも多くの方が社会保障・税制度の導入に乗っかって、効率的な行政を行いたいという積極的姿勢を見せたものと、その様に解釈してよろしいですか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 効率的な行政運営を行っていくにあたりましては、今委員

が仰ったとおりと私は思っております。個人に付されたマイナンバーによってですね、各種の手続き、これらの利便性が向上するという事は確かであります。ですから、我々行政に於きましてもですね、今まで電話で照会、紙ベースで関係するものの照会をしていたのがですね、マイナンバーを使う事によりまして全てオンライン上での照会が可能になる。それだけ迅速な対応が可能になりますので、間違い並びに、例えば決定に至るまでの行為の時間も短くて済むという部分もあります。

また、町民の皆さんにとりましては、例えば転入をして来た際に、各種の手続きで前住地の書類が必要になってくるものもあります。これらにつきましては、そのほとんどがマイナンバーを使う事によって、前住地の情報を行政側が仕入れる事ができるとなりますので、町民の方々にとりましても手続が簡素化される、利便性が向上するといった事にも繋がってくると思っております。

国の制度では勿論ありますけれども、我々行政にとりましても大変効率的なものであると私は思っておりますし、先程2番委員さんが仰られました、まだ番号による不安はあるかもしれませんが、手続きをなされる町民の皆さまにとっても、例えば手続が一カ所で完結するとか、これから始まってくるであろう電子申請、こういうものがありますと、わざわざ役所に来なくても自宅で各種の手続ができるという事では、間違いなく暮らしが楽になる、手続行為が楽になると私は思っておりますので、委員仰る通りに捉えて貰っても構わない思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 国が言っているバラ色の夢を繰り返したただけですね、今の話は。例えば電子申請できる、自宅でできるというけれども、そのためにあのカード1枚あればできるわけじゃないでしょう。色んな設備がいるんですよ。そういう物を持っている人でなければ意味ないわけです。それから、私の様なそろそろ社会に必要ななくなると言われる様な歳の間人は、そういう器械を持たされても弄れないわけですね。そういうものは無視して便利になりますよという事を積極的に厚岸町が言う。

それから、先程2番委員さんが言った様に町民の中には大きな不安がある、現実にある。番号を付けられてどうするんだろう、これは誰しも思いますからね。それから色々な情報漏れというものが出来来る。これは現に何件か起きている様ですね、全国でいうと、そういうものもある。その中でこれだけ積極的に言ったという事は、この町で何か不都合が起きた時には厚岸町が、いやいやそれは国の事で私の事ではありません、とは言わないという覚悟を持って言ったものだと、その様に解釈させていただきますが、それでよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 委員仰ること、私も理解できます。例えば先程言いました電子申請に当たりましては、インターネットに接続可能なパソコンにICカードリーダーとかを更に余分に買い足さなければ、この様な手続はできない。また、今は携帯電

話でもできる様な仕組みができておりますけれども、こちらにつきましても、それに対応する携帯電話を持たなければならないといった事では、このマイナンバー制度が始まって一斉に全ての町民の皆さんが、これらの利便的な部分を全て受ける事はないと思っております。

ただし、今までも住基ネットカードを使って各種の電子的な手続きをしてきた方々につきましても、その通り継続してできる様にもなっておりますし、また、これから色々な部分でですね、この制度を活用して各種の手続きをして行こうという方々につきましても、この様な道具を新たに追加してですね、やってみようかなと思っております。また、高齢の方々、確かにインターネット、スマートフォン、この様な物の未だ活用していない方々につきましても、電子申請的な部分の恩恵は受けられないだろうと思っております。

私共といたしましても、国のほうで創り上げた制度であると。そして町としても、この制度の普及に向けて可能な限り取り組んで参りたい。また、確かに情報漏洩とか、今は大きなトラブルがない状況にはありますけれども、今後その様な事が発生する可能性も無きにしも非ずであろうと思っております。やはりマイナンバー制度につきましても、私共といたしましても、これからの制度という事でもありますし、流れといたしましては、マイナンバーの12桁を活用した流れになって行くのかなと思っております。

何か問題が起きた際にですね、国の制度に由来する部分につきましても、町が責任を負う負わないという問題ではなくして、その辺につきましても国のほうに明確に声を上げて行きたいと思っておりますし、それが町の中での何か、例えば悪意のあった、若しくは行政側の情報漏洩的なミスが発生したものにつきましても、これは国の制度云々かんぬんではなく、町の問題に確かに来て来ようと思っておりますので、ちょっと歯切れが悪い答弁になって申し訳ございませんけれども、決して責任逃れをするだとか、それは誰かのせいだよとかという様にですね、そのようなことで終わらせない様な事にはして行きたいと考えています。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 この制度を進める進めないに関しては色々な意見がありますし、今はそういう事で論戦をする場所じゃないから、それは私も言いませんが、ただですね、一つの制度を積極的に、良いですからやりましょうやと言ったら、法的にどうのこうのと言う以前に、町の言っている事を信用したから私はこれに乗ったんだという人に対してですね、いやいやそれは国のほうに欠陥があったんだから私は知りませんとは言えない。そういう覚悟だけはきちんと持っていただきたい、その様に思っております。

それで他にお聞きしますが、115ページの施策の展開というところに「スマートフォンアプリを利用して」云々という事が書かれてますね。この様な類いの話というのは非常に多いわけです。特にそういう機器の近くに居る方は、そういう物がどんどんできれば世の中みんな便利になると、不便になるという事はないわけですが、というふうに思っているわけですが、実はそこに使えない人がボコンと穴の様に出て来る。そういう落とし穴があるので、行政としてはその辺りをどう埋めて行くのか、という事も一緒

に考えていただきたいんですが、その辺り如何ですか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 115ページに書かれておりますスマートフォンアプリ、これにつきましては、現在更新作業を行っておりますIP告知情報端末、すなわち白い電話機、既に更新になっている所は黒いテレビ電話になっていると思えますけれども、実はこれとセットでスマートフォンのアプリを導入しております。ただし、まだスマートフォンのアプリにつきましては、まだ全世帯にこのテレビ電話の更新が終わっていないという事と、やはり委員仰るとおり使える使えない方がいらっしゃいますので、今後の展開として私共としては考えていると。

実はアプリがもう既にできておまして、それをスマートフォンにダウンロードしていただきますと、テレビ電話で流れて来るお知らせ、この様なものが全てスマートフォンにも入って来ると。例えば厚岸町に居なくてもスマートフォンのアプリを入れておくと、町外でも厚岸町のお知らせや、テレビ電話は災害情報なども流しますので、その様な災害が発生していますよという事もですね、ここに住んでいる人以外でもですね、受信ができるといったものです。

ただし、委員仰る通り、これらの機能をまだ使えない方、若しくは使わない方が存在しておりますので、あくまでもスマートフォンのアプリ、これからも色々できて来るかなと思えますが、行政情報を提供するための多様な手段の一つと私共は捉えております。ですから、アプリだけで情報を発信するのではなくて、例えばテレビ電話、防災無線、ホームページ、そしてスマートフォンのアプリといった形ですね、受け手側には様々な環境の方がいらっしゃいますので、それに合わせた形で、同じ情報を色々な手段を用いて提供するための一つと考えておりますので、委員仰るとおり、スマートフォンのアプリに固執することなくですね、その様な使えない方々も居るという事を理解した上で、今後の対応を進めて行きたいと考えています。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で基本構想の第3章・第1節と行動計画の第1章を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、基本構想の第3章・第2節「産業経済部門」に入ります。基本構想59ページ、①「水産業」と併せて、行動計画118ページ、第2章「産業経済部門」第1節「水産業」です。

3番、室崎委員。

●室崎委員 行動計画の118ページですが、ここで現状と課題というのが記載されてます。



それで海水温の上昇とか、そういう事によって沖合漁業の主力であるサンマなどの歴史的な不漁が続いているという事の記載がありますね。ここでは要するに、課題の中では、生産量の落ちているものは沖合漁業だけが取り上げられていると思うんですが、実はですね、専門家にお聞きしますと、コンブがですね、全国的な生産量が毎年1割位ずつ落ちているのではないかという事が言われてますね。実はこれ厚岸でもご多分に漏れずという事の様ですね。

私は数字を見たわけでないから本当の印象的な話の受け売りで申し訳ないんですが、コンブ採取に従事している人は10年前からみると随分減ったと、高齢化も進んでいると。そういう中で例えばですね、同じ量のコンブを100人の人が採っているとしますね、それが10人になったら一人あたりは単純計算すると10倍にならなければならないですよ、ところがそう増えてないと。結局、厚岸でも総量が落ちているという話はよく聞くんですよ。上手だから採れる下手だから採れないじゃなくて、総量の問題ですからね、これはやはり結構厳しい話ではないかと思うんで、それがこの現状と課題には記載されていないんですけれども、それは大した問題ではないと、ここに書く様なものではないという事であるならば大いに結構なんです、その点如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。現状と課題のところにコンブの関係が記載されていないという事でございます。確かに委員が仰る通りですね、私共としても、この計画の樹立とほぼ並行した段階でですね、その様な情報があるという事に関係機関とですね、伺ったところでございます。

現段階に於いてはですね、問題視をしていないから現状と課題に載せていないという事は考えておりませんし、これから実はその様な情報を仰っている方達へ、内容について細かく漁業協同組合と共に、お話を伺わなければいけないという事を考えていたところでございます。

それについては課題には載せていないものですね、減産傾向に向かって行くという方向性については、視野に入れながら、例えば120ページの「つくり育てる漁業の推進」の中では、施策の展開として(1)の⑤に「コンブなどの海藻類養殖漁業を支援する」ですとか、あとは従前から行っておりますコンブ漁場の改良事業、これらを並行しながら漁場の維持・回復に努めながら、沿岸漁業のコンブの部分についてもですね、維持していける様に取り組んで行くという事でありまして、この計画の樹立と並行してですね、時期的なものもございましたけれども、情報として持っている中では割と長いスパンでという事でございますので、この10年間の中では、現状では話は伺ってはいますけれども載せていないという事でございまして、決して大きな課題ではないという認識は持ってはいないという事でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 今の答弁を聞いていると、最初のほうと後ろのほうが一致しない様な話なん

ですね。最初はそういう情報を入手するのが、この計画を作成するには間に合わなかったという様に聞こえたんです。ところが最後のほうになると、そういう情報は全部分かっていたけども、非常にゆっくりとか長いスパンで起きる現象なので、ここに課題としては載せないよと。ただ、コンブの養殖事業とか支援事業とか、そういうものはやっていますよという様に、最初と最後のほうがちょっと食い違っている様なので、もうちょっと整理して答弁してください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 大変申し訳ございません。この計画を策定する段階では十分な情報がなく載せられなかったという事で、この計画に載せているものについて今後ですね、それらを補う形で計画に施策を載せておりますので、並行させてこれを進めながら、同時にこの10年間で速やかにこの情報を分析しながら、今後の計画の中間辺りですね、これらに向けて施策の展開について検討して参りたいという事でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 この計画を作るに当たって、全町的に随分と色々な情報収集をしてるはずなんです。それに間に合いませんでしたと、その時にはそれだけの情報を持っていませんでしたと。そりゃあね、突発的に起きる様なものだったら有り得るでしょう。でも、このコンブの漁獲量の変化なんてものは、もう10年も前から言われてる事なんですよ。まず、あの種類のコンブがどんどん少なくなってきた、次にこの種類のコンブがどんどん少なくなっているという形で、随分浜では言われてますよ。そういうものを、この計画を作るに当たって、十分に承知してなかったと。今この段階で言うという事はですね、何をやってたのかという事になりますよ。やはりこういう計画を作るには万全な情報収集をして、万全の対策を立てていただきたい。

今、こうなってしまうから言ってもしょうがないですから、たまたまコンブですから色々な生産増強の施策はやっていますからね、前から。だから、それを以て良しとしてくれという事になるんだろうけれども、基本的な姿勢に問題がある、その様に言わざるを得ない。敢えて苦言を労しておきます。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この情報につきましてはですね、発表された方に対して、今後情報を確認させていただく様な段取りをしております、これらを正確な情報として確認した上で、適切な対応を執って参りたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 水産業について何点かお尋ねをさせていただきます。一番漁業に関して厚岸

漁業協同組合の影響力は非常に大きいと理解をしております。当然、本計画についても漁業協同組合と摺り合わせをして、ここに至っていると理解しているんですが、それによろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 委員の仰るとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 まず59ページでございます。先程説明もあったんですけど、サンマの不漁、それから魚種の交代とか色々沖合漁業の厳しい現況にあって、この10年養殖事業と言うんですか、コンブをはじめ多くのウニも含めて養殖事業に目を向けなければならない。そういう意味では、この文言の中に、一番上に「安定的な増養殖事業の推進と海域の環境保全や担い手の育成支援に努めます」と、これをしっかり努めていただきたいと思います。その上でですね、何点かお尋ねをさせていただきます。

118ページの現状と課題、まず一点目なんですけれども、アザラシの食害について、この問題は10カ年ではなく過去から大きな課題としてあります。ここに網羅しているから当然「厚岸漁業協同組合と連携し、その対策に向けた体制づくりを進めてまいります」と、この通りなんです。ですけれど私の知る限りですね、道内あちこちでアザラシとか色々な食害に対する取組、マスコミの話を出して申し訳ありませんが、厚岸町の取組は余り記憶にないんですよ。道内ではあります、道と色々政策を執ってこういう事をやりますよ。そういう意味では、ちょっと残念だなという思いがします。向こう10年に向けてどうなんでしょうか、厚岸町は。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） アザラシの問題でございます。これは委員仰る通り、従前よりの課題となっております。取組といたしましては、事務レベルではですね、沿岸の管内の振興局単位でもですね、これらの対策について検討を進めている段階が従前よりございました。

アザラシの例えば個体調整・捕獲等を含めまして、これらについては、特に従事していただく方、これらの確保というものが非常に困難な状況でありますし、実際に何処がどの様な形で要請をして、誰が船を出して、誰がそれを確認して、それに対する報酬をどの様にするかというものが、ここ数年来ですね、中々解消できずに停滞しているという事でございます。

これら課題を毎年ですね、色々な形で検討はしておりますが、まずは管内レベルでできますと、それぞれの市町村に於ける鳥獣の関係の計画に海獣の部分に登載をして、一歩踏み込んでですね、まずはそれを対応すべきものとして掲載をしたところでございますけれども、如何せん、これの対応に従事していただく方の確保が、逆に全道的にもで

すね、中々確定されておられませんので、今後につきましては、この地域ではございませんけれども、トドの関係の従事者の方の活用という事も北海道から伺っておりますので、色んな形で管内レベルの情報を共有した中でですね、ここにも書いておりますが、体制作りをきっちり進めて参りたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 是非しっかり取り組んでいただきたい。毎年取り組みますと書いても、当然組合が事業主体になられるでしょうから、行政として町として色々な関係機関と、道とか振興局とかね、それに国なんかもあるでしょうから、法律的な問題もある、そういう部分では町として全力をあげて取り組んで、組合とタイアップして実のあるものにしていただきたいと思います。

次にまいります。120ページですが、「施策の展開」で今も話題になりました(1)の5番目「コンブなどの海藻類養殖漁業を支援します」とあります、支援をしますというんですけれども、「コンブなど」になっていますがコンブ以外に何かあるんでしょうか。また、「海藻類養殖漁業を支援します」とあります、漁場改良事業は分かるんですけれども、その他にも魚種もあると思うし、コンブの場合であればどういう事について支援を考えて取り組んでいかれるか、ありますか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 「コンブなどの海藻類養殖漁業を支援」という事でございます。先ず、現状で申し上げますと、養殖コンブの準備等につきましては、当町のカキ種苗センターの施設の一部を使っただきまして、これについては実費を頂きながら、そういう現場的な支援をさせていただいているところでございます。

「など」という事でございますけれども、この計画の中にはですね、新たな養殖も含めてという事で、将来の増養殖事業の可能性について検討していくという部分が、実は大きな柱かと思っておりますので、「など」というのは今後のですね、漁業者の皆さんのこういうのをやりたい、というものが出来てきた時には、コンブ同様のものになるかは別といたしまして、可能な対応をして参りとたいという事での記載とご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 非常に前向きな答弁だと思うんですけれども、私はワカメ、苫多・門静のほうで実際にありますよ。当然事業主体であるワカメ班なり漁業協同組合の意向が反映されて、ここに載ってくるものだと思っておりますが、私は私案もあるんですけれどもワカメ漁業、今アンカー立ててやってるよ、これも施設造り、この漁場調整なんかもあって、中々一遍にここには来れないのかもしれないけど、やはりそういうものに着手をして行かなければならない10年ではないのかなと。

例えばホッキです、ちょっと話題が広がりますが、ホッキだって噴流式をやっても数年以上になってますよ。養殖事業に着手して漁場の改良をして行くのであれば、また新たな時代に入ってくるだろうと。そういう意味では、今までと繰り返しという事ではなくて、養殖事業に腰を入れるのであれば、今まで以上の生産量を伸ばすような施策についても、しっかり取り組んでいただけるよう提言をさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） ワカメの部分につきましても、非常に状態が良いという話は伺っています。それと年が明けた際にですね、漁業者の方と話をする機会がございまして、今委員仰る様な将来のワカメの生産体制について思うところはあるという話は伺っておりましたので、この部分につきましても、そういう事も視野に入れながら、他のホッキの話もございましたけれども、これにつきましても、ご存じのとおり漁場の関係がございしますので、漁業者の皆さんと何を伸ばして行きたいか、何を伸ばすべきか、これらを漁業協同組合も交えて整理をしながら進めて参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想59ページ、②「農業」と併せて、行動計画124ページ、第2節「農業」です。

2番、石澤委員。

●石澤委員 現状と課題という中で、T P PとかE P Aとか、懸念されると書かれているんですが、最後のほうの消費設定の数なんですが、ずっと同じ頭数で同じ乳量なんですよ。この影響をどう考えてこの指数が出たんですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 128ページの指標のところよろしかったでしょうか。この指標につきましてもですね、農業協同組合とこの計画を策定する段階で、今後の見通し、10年間の計画量をどの様に考えるべきかという話をした際、どの様な施策かと具体的なお話かと思っておりますけれども、当然従前よりお話しさせていただいております国の施策も勿論でございますし、町を通さないものも危機導入等様々にあるという事でございますので、町が絡む分については、やはり引き続き中山間事業ですとか、そういうものの支援を含めまして、総合的には傾向を農業協同組合さんと相談した際に、現状維持を目指すのが良いだろうという事で、この様な数字にさせていただいたという事でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 10年のスパンですよ、という事は輸入自由化になった影響がどんどん出て来ると言うんですよ。その中で離農する人も増えてくるだろうしという事もあるんですが、それも含めた試算になったという事ですか。就農者もいると判断したという事ですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 当然、国際的な影響の部分も加味はした上で、離農についてもそれなりの視野に入れながら、当然この計画の中にも盛り込んでございますけれども、まずは離農が、人口減少もそうですけれども、進んでいく方向はできるだけ緩やかにしなければならないと思う一方で、減った部分につきましては今までの担い手対策をですね、これまで同様入れながら、抜けた部分を補った形で現状を維持して参りたいと、この様な考えで、この様な数字になったという事でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 無理かなという気もするんですが。それと環境保全対策「自然循環型酪農の計画を検討し推進します。目標実現に向けた役割分担」という事であるんですが、環境保全対策と自然循環型酪農は、どの様なイメージで持っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 環境保全対策というのは、当然環境に負荷を与えない。いわゆる糞尿の事もございますし、自然環境型酪農という事でございますから、今まで通り堆肥化を図った上で循環、自然の中で草地に循環しながらやっていくという事を、継続してやっていくという事でございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 この中でバイオマスも出てきたと思うんですが、それも含めて循環型に入るんですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 従前よりですね、当地域に於きましては、バイオガスを含めた検討が農業協同組合さんで進められており、町も出席させていただきながら検討をしてきた経過がございます。当然、家畜糞尿の処理につきましては従前のやり方が循環

型という事でございますけれども、将来に向けてはやはり、これらの資源を別な形で活用していく事も一つの選択肢として、視野に入れながらやって行きたいと考えておりますので、今後は農業協同組合等と、これらの方向性について検討して参りたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、大野委員。

●大野委員 私が聞きたいのは、この計画は今後10年間の計画という事で、課長も見て分かる通り今後10年経ったら、かなり後継者不足が大問題になってくる気がするんですよ。先程2番委員さんが仰ってた通り、数値は太田農協さんと協議した結果、お互いに下げるという事はできないだろうから、現状維持で行きたいなという思いがあって、こういう数値にしたんだろうと思うんですけども、私的にはかなり厳しいと思うんですよ。確かに人口減少もそうですし、なるべく下げたくないというのは分かりますけれども、現実問題として、やはり大きく受け止めなければならない問題ではないかな。

そこで支援策として町は何ができるか、農業従事者を見つけて来いと言っても中々そう簡単なものではないし、新規就農もしていただいていますけれども、それほど規模拡大を希望している農家もそうそうない。勿論、資金の関係もありますから、いきなり就農して1年目からガンといける方は少ないと思うんですけども、そういった点を踏まえて、計画ですから5年後に見直しが入りますから、その時までにはどういった農業の体制を作っていくかというのも、関係機関とよく協議して行って貰いたいと思うんですけど、如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 酪農の担い手の関係については、ご存じの通り新規就農者のみならずヘルパーと研修生等も、中々こちらに目を向けていただけないという状況でございますが、これらについては担い手協議会の中で、委員が仰られた通り構成する関係の方々と共に知恵を絞りながら、どの様な形がより一層この地域の酪農に興味を持てただけなのか、喫緊の課題として引き続き協議させて貰いたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想60ページ、③「林業」と併せて、行動計画129ページ、第3節「林業」です。

3番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、第3節と絡んで一番後ろに表が載っているんですよ。先程の町長の答弁の中でも触れられてますが、214ページも併せてお聞きしたいので、お願いします。

●委員長（竹田委員） よろしいです。

●室崎委員 エスデージーズに絡めて施策を説明してくださっているのです、これは分かりやすいんです。それで見ていきますとですね、216ページ、そのところで水産業、農業、林業とありますよね。ここの上のほうに色刷りがある、左から5番目ジェンダー。要するにジェンダーというのは社会的性別ですか、その平等という事なんですがね。これが水産業と農業には丸が付いているんですが、林業は空欄になっているんです。林業だけ空欄にした理由を教えてください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後02時04分休憩

午後02時18分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 貴重な時間、大変申し訳ありません。ジェンダーの考え方ですけれども、ジェンダーにつきましては男女共同参画の事を言っておりまして、漁業及び農業に於きましては、厚岸町に於きましては最先端を行っているという部分で、農業・漁業に男女共同参画という部分を入れさせて貰っています。

それで林業は、じゃあどうなんだと言いますと、確かに林業につきましては男性が多い職場ではありますけれども、これからの林業を考えますと林業に於きましても男女共同参画、そういう部分が必要と考えますので、216ページ林業の欄に、ジェンダーにつきましても黒丸とさせていただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想60ページ、④「商工業」と併せて、行動計画135ページ、第4節「商工業」です。

ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想60ページ、⑤「観光」と併せて、行動計画139ページ、第5節「観光」です。

ございませんか。



(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想60ページ、⑥「雇用」と併せて、行動計画143ページ、第6節「雇用」です。

ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で基本構想の第3章・第2節と行動計画第2章を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、基本構想の第3章・第3節「保健・医療・福祉部門」に入ります。

基本構想61ページ、①「保健・医療」と併せて、行動計画148ページ、第3章「保健・医療・福祉部門」第1節「保健・医療」です。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 保健医療として基本構想に書かれているところは、「みんなすこやか厚岸21」の話と、それから病院経営の健全化という形なんですね。それを受けてなんでしょうけれども、「めざすまちの姿」というのが148ページにあります。ここではですね、「誰もが心身ともに健康的な生活を送っています」、健康ではないんですね。それから、「かかりつけ医の下、安心して医療を受けることができます。専門医療や高度医療については、釧路市内の二次医療機関との病院連携ができています」これを以て、保健医療の部門のまちの目指す体制という様に書かれているわけですね。

この後もずっと見ていって、ないかなと思って探したんですが、地域医療の確立、地域で医療とか地域の医療とかではないんですよ、地域医療の確立という視点が出てこないんですよ。地域医療というのは色んな言い方がありますが、保健・医療・福祉が連携して一体となって町民の健康・命を支える施策を進めるシステムである、たとえば大体100点満点の内の80点位は採れる言い方ではないかと思うんですがね、そういうものが出てこないんですよ。この保健医療というところでは、保健・医療・福祉三位一体となつての地域医療の確立している町というのが、目指す姿ではないですか。この点はどう様にお考えなのか、お聞かせいただきたい。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 地域医療という言葉は、「めざすまちの姿」には使っておりませんが、「現状と課題」の部分では地域医療という言葉は入れさせていただいております。「めざす姿」という部分で大きな意味で地域医療というものも含めて、「町民誰もが心身ともに健康的な生活を送っています」という括りをさせていただいた

という事で、地域医療というものを、この中で整理をさせていただいているという様に考えておりますので、ご理解をお願いしたと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと待ってください。「現状と課題」という中に地域医療という言葉が入っていると仰ったけど、それは「現状と課題」の最後のほうにある「国が進める地域医療構想」の意味ですか。それとは全く別にどこかにありますか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今の国が進める地域医療構想のところにも地域医療というのはございますし、二つ上のポツの下のほうにも地域医療という言葉を入れております。国の進める地域医療の部分もですね、地域の全体的な地域医療というものを考えた構想という位置づけだと思いますので、総体的にそれらも含めて考えているという事でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 言葉探しの話ですね。二つ上のポツというのは、「総合医療体制で地域医療進める」云々ですね。これは要するに地域の医療でしょう、地域医療ではないですよ。それから、国が進める地域医療構想はベット数を幾らにすれとか、病院が酷い赤字にならない様にこうすれとかいう話でしょう。そうすると、あなたの今の答弁から分かるのは、と言うか、あなたの答弁を聞いて私が分かるのは、地域医療をなんだか全然理解してないんじゃないかという印象しか持てないんですよ。

地域の医療ではありません、地域で医療でもありません、と私最初に言いましたよね。ところが、あなたは地域の医療だとか、或いは地域の医療の赤字・黒字の話を以て、「現状と課題」で地域医療という4文字を使っているから良いんだと言うんでは、私のした質問とは全く噛み合わないんですよ。もう一度答弁願います。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 地域医療という言葉直接的にという部分でいきますと、先程の「現状と課題」での話ですけれども、保健医療の分野の150ページのところに③として「地域医療体制の充実」の中に、(1)で「地域包括ケアシステムの推進」を入れさせていただいております。地域包括ケアという部分でいきますと、高齢者の関係の対策と取られがちな部分はあるんですが、当然医療との関係は非常に関連があると考えておりまして、言葉としてはあれなんですけれども、こういった中でそういうものも捉えているという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 包括ケアシステムは、地域医療体制の実現のために行われる色々な施策の一つですよ。私が聞いているのは、そういう施策とか課題とかがあります、そういう所では目配りをしていますという話を聞いているのではない。厚岸町がこの分野でどんな町にしたいのかと、目指す町の姿、そここのところに地域医療の体制が確立して、みんなの命も健康もきちんと行政が支えて、皆が安心して健康に暮らせる町を造りますよ、というのが目指す町の姿じゃないんですか、と聞いているんです。どうもそここのところが抜きになって「めざすまちの姿」の中に病病連携とか、医療の話とか、これらは「めざすまちの姿」の一段下の話でしょう。その様に思うんですけど、如何ですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今仰られている部分は、私共も思っている内容としては、その通りだと思っております。そういう中で「めざすまちの姿」という部分は、町民誰もが心身ともに健康的な生活を送っていますという事で、その部分は、含めてですね、含めた形で目指す姿ということで、整理をさせていただいているという内容でございます。

（「何を言ってるかよく分からんな。」の声あり）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後02時31分休憩

午後02時40分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申し訳ございません、もう少し仰られたのを参考にさせていただきまして、もう少し具体的にさせていただきたいと思っております。

「保健と医療と福祉が連携して地域医療が確立された」という部分を「町民だれもが」という前に入れさせていただきたいと思っております。文面はもう少し精査をさせていただきたいと思っておりますが、その様にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 今のところはよろしくお願ひします。

次にですね、次のページなんですよ、「目標実現に向けた役割分担」というのがあり

ますね。町民と地域団体と行政なんです、ここで「職場や団体に於いて検診などの健康づくり」という様に検診だけを例として上げているんだけど、ここはやはり健康教室とか啓発運動とか、そういうものにも力を入れて貰いたい分野でないかと思うんです。

かつて、色んな職場単位で、当時の町立病院のPTなんかが出て行って、ちょっとしたらと言ったら悪いんだけど、非常に理論に裏打ちされてるんでしょうけれど、素人を見ると、ちょっとした体操を取り入れる事で腰痛とか、或いは労働環境をちょっと変えることで肩の痛みとか、そういうものを改善する事ができる様な事を職場単位でやったこともありますよね。そういう様なものも、ここで地域や団体などという役割分担の中に入って来るんじゃないかという気がするんですよね。その辺り、もうちょっとご一考いただければ良いんですが、如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 職場や団体という事で、当時、PTも含めて地域に出向いて行って、職場に出向いて行ってという事をやっておりましたが、その後もですね、現在もですね、保健師それから栄養士と一緒にですね、職場それから各老人クラブですとか自治会にも、声かけをいただいた分については行っております。中々PTがやっていた分については、そこまでは出来ておりませんが、そういった部分では引き続きやって来ておりますので、こういった中で引き続きやって行きたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想61ページ、②「地域福祉」と併せて、行動計画152ページ、第2節「地域福祉」です。

ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想61ページ、③「高齢者福祉」と併せて、行動計画155ページ、第3節「高齢者福祉」です。

5番、南谷委員。

●南谷委員 高齢者福祉でお尋ねをさせていただきます。「人にやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します」、全くその通りだなと理解はするんですけれども、10年後には推計で65歳以上が39.4パーセント、約40パーセントに届こうとしています。その内75歳以上が24.5に達します。多くの方が65歳以上の厚岸町となるわけでございます。これだけ高齢時代を迎えるわけでございますが、この対応についてですね、やはり全然文言がないんですよ、高齢者福祉のところ

には。確かに「ひとにやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します」と書いてありますが、究極はここにあると思うんですけれども、喫緊この10年の間にかつてない厚岸町の高齢化時代にあります。行動計画のほうにもそれぞれですね、施策について書いてありますよ。それなのに、こっちは全く触れていないんですよ。僕は何らかの表示があっても良いのではないかと感じたんです。

前回の時はですね、5年前なんでしょうけど、「3年毎に厚岸町高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定して事業推進を行うほか、多様化する高齢者の実態に合わせた生活支援と生きがい活動に支援します」と、それぞれ計画を列記しているんです。何をやりますと書いてありますよ。真ん中だからこういう事が出来るのかもしれませんが、向こう10カ年に向けて、かつてない状況に直面するに当たって、間違いというわけではなく、何か言葉が足りないのではないか。この10年に高齢者に対して、どう向き合っていくのかというものが、ちょっと見えないんですが如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者福祉の関係でござますけれども、構想の部分としましては、156ページの基本方針に載せている「人にやさしい福祉のまち・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち・ともに支え合うまちを目指します」という事で、方針を載せさせていただいております。それを具体的に何をやるかというのを、後の①「自立支援・介護予防・重度化防止の推進」、次のページの②「地域包括ケアの推進」、特に(3)に「認知症施策の充実」、それから(2)には「地域支え合い体制と在宅生活を支えるサービスの推進」の関係を載せております。

仰られた様に、10年後には75歳以上の方も大きく増えますし、そういった部分では認知症の施策は非常に大切なものと考えておりまして、こういった施策を載せております。その上で、方針としましては具体的な項目を言うのではなく、「支え合うまち、暮らせるまち」という形で表現をさせていただいた内容でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 解釈の仕方かもしれないけど、僕は言いましたよ「これだけの施策をやるわけでしょう、だけど頭ではその事については全く触れてませんよね、どうしてなんですか」というところが答弁になっていないと思う。こっちについてはやっている、明記しているでしょう。行動計画ではこれだけの文言を書いていますよね、事業もやりますよね、だけどその事が61ページでは僕には見えないんですけど、如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者施策でいきますと、高齢者の方が住み慣れた厚岸町でこれからも生活していける、そういった事が施設である場合もありますし、多くは在

宅で生活をしていくとなります。そういう意味では、地域で生活をしていける様に色々な対策を、整理をして行かなければいけないと思っております。そういったところを、この様に表現をさせていただいた内容でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 政策がどうのこうのと僕は言ってないですよ。何で頭の部分にそういうものがなくて、こういう仕組みで、こうやっているよと言うんなら説明は分かるけども、説明している事は分かって質問しているんだわ。ちっとも噛み合っていないんです、さっきから。課長が一生懸命答弁したのは、後ろに書いてあると。後ろに書いてあるものが何で頭の部分に明示がないんですか、かくかくしかじかだからありませんという答弁でないと納得できないですよ。後ろの部分に書いてあるから良いんだ良いんだと、何で良いんだか分からない。だから、やっている事がどうだとかこうだとかは聞いてないですよ。頭の部分に理想的な事は書いてあるけれども、やろうとしている事が全く見えなと言ってる。若干でもこれからの高齢化時代に対処するべく、こういう事で取り組んでいきますという文言があれば理解できますが、全くそれが見えないよ。如何ですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後02時53分休憩

午後03時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 時間をとってしまって申し訳ありません。先程の構想、それから基本方針の部分につきまして、言葉が足りないと思いますので、そこに「高齢者が増えていく中、介護予防や地域包括ケアの推進などにより人にやさしい」という様な形で付け加えさせていただきたいと思います。文面については、もう少し整理をして提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。

先程、行動計画第10節・消費生活につきまして、先程審議をいただいたところでございますが、その中で102ページにあります②「消費者保護対策の充実、施策に係る主な取組・事業」につきまして、四つの取組が掲載されておりますが、四つ目の「厚岸町消費者協会の活動支援」という事で、二つ目にも同様の文言が入っております。大変申し訳ございませんが、削除の程よろしく願いいたします。

四つ目を削除いただくよう、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想61ページ、④「障がい者（児）福祉」と併せて、行動計画159ページ、第4節「障がい者（児）福祉」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想62ページ、⑤「子育て支援」と併せて、行動計画163ページ、第5節「子育て支援」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想62ページ、⑥「社会保障」と併せて、行動計画166ページ、第6節「社会保障」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で基本構想の第3章・第3節と行動計画第3章を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、基本構想の第3章・第4節「教育部門」に入ります。  
基本構想63ページ、①「学校教育」と併せて、行動計画174ページ、第4章「教育部門」第1節「学校教育」です。  
3番、室崎委員。

●室崎委員 ここでまたエスデージェズの話なんです、63ページにエスデージェズが四つ載っているんですね。エスデーの1、それから5、この二つがないんですよ。学校教育の第1節をお聞きしているんですが、1は貧困対策かな、それから5はジェンダーですね。これは学校のところに出てこないんですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（真里谷課長） エスデージェズの1と5についての貧困及びジェンダーでございませう。これにつきましては、貧困及びジェンダーにつきましても、例えばジェンダ

一につきましては特別教科の道徳や特別活動を中心に生命の尊重や、ジェンダーについても学習をするとなっております。

1と5について追加で丸を付けたいと思いますので、ご理解をお願いします。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 すると63ページと最後の丸印が付いている表、ここが訂正になるわけですね。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●管理課長（真里谷課長） 委員仰る通り、この部分を追加訂正させていただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想63ページ、②「生涯学習」と併せて、行動計画180ページ、第2節「生涯学習」です。

3番、室崎委員。

●室崎委員 全部やってしまうと良かったんだけど、生涯学習のところでも学校教育と同じ様な問題が出るんじゃないかと思うんですがね、その辺りはどうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 先程、私がお答えすれば良かったかと、今ちょっと反省しています。先程、管理課長から学校教育のところでは220ページの表ですけれども、学校教育のところでは1と5の目標のところ印を付けるという答弁がございました。同様にですね、生涯学習、文化、スポーツ、要するに教育分野全てに於いて、貧困とジェンダーについては丸を付ける様にしたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想63ページ、③「文化」と併せて、行動計画184ページ、第3節「文化」です。

ございませんか。



(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想63ページ、④「スポーツ」と併せて、行動計画187ページ、第4節「スポーツ」です。  
ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で基本構想の第3章・第4節と行動計画第4章を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、基本構想の第3章・第5節「政策支援・行財政部門」に入ります。  
基本構想64ページ、①「開かれた町政の推進」と併せて、行動計画192ページ、第5章「政策支援・行財政部門」第1節「開かれた町政の推進」です。  
3番、室崎委員。

- 室崎委員 194ページの一番上にサイレントマジョリティ、「物言わぬ多数派」となってるんですがね、そういう訳もあるんでしょうけれども、私が若い時に習った時は「物言わぬ多くの人」という意味だと聞いてるんですね。多数派、少数派という事になると、ちょっと違うのではないかという感じがするんですね。言わないだけにどんな意見を持っているか分かんないんですよ。そういう人が数多く居るんだという意味なんだよと習ってたんですが、如何なものでしょうか、そうじゃないんですか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後03時39分休憩

午後03時42分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。  
町長。

- 町長（若狭町長） ただ今ご質問のありましたサイレントマジョリティ、多言多数派という照会ではありますが、確かにご指摘のとおり色々な解釈もありますので、少々時間をお借りしてご意見を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういう事で前に進んでいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想64ページ、②「コミュニティの育成」と併せて、行動計画197ページ、第2節「コミュニティの育成」です。ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想64ページ、③「行政運営」と併せて、行動計画199ページ、第3節「行政運営」です。ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想65ページ、④「財政運営」と併せて、行動計画202ページ、第4節「財政運営」です。5番、南谷委員。

- 南谷委員 行動計画でいえば205ページまでいきますね。一番最後に指標設定があります。実質赤字比率から将来負担比率までありますが、この表について、折角表を載せてあるので、例えば実質赤字比率・連結全部黒字になってますが、これも含めて数値化をして説明をしていただきたい。

それから、実質公債費比率・将来負担比率ですが、5年刻みで数値が出てます。これがどの様な原因で大きく変わるのかも、説明していただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 205ページの指標設定の部分でございます。先ず実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、黒字にするという事でありまして、実質公債費比率・将来負担比率であります、現在の現状値、平成30年度の数値を表しておりますが、12.2パーセント、63.6パーセントという数値が平成30年度の決算の数字であります。

目標5年後、12パーセント台、100パーセント台、こちらであります。先ず実質公債費比率につきましては今の試算でいきますと、大体同じ様に推移はできるとして試算をしております。ただ、将来負担比率であります、やはり大型事業、今やっております大きな事業ですと、湖北・湖南にそれぞれ保育所建設であります。後は新しい消防庁舎ですね、それが大きな要因となって将来負担比率が若干上がるという事を想定してお

ります。

そういった中で、併せまして目標の10年後とありますが、やはりその償還が据え置きで、例えば緊急防災事業債という起債を活用させていただいておりますので、その据え置き期間が5年あります。例えば湖北地区の保育所を建設しておりますが、この5年後に元金が始まりますので、やはり10年後になりますと将来負担比率がこの様に伸びてくるという事を想定して、この様な数字で表しているという事であります。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと理解できなかつたのが、実質公債費比率が12パーセントから17パーセントに5パーセント上がりますよね、10年後には。ところが逆に、将来負担比率は30パーセント、100から70に30パーセント下がるよ。大きな要因は据置期間があると理解をすれば良いですか。その辺についてはどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。実質公債費比率の17パーセントであります。実質公債費比率の計算式がありますが、大きなウエートを占めるのが、分母に普通交付税の数字が入りますので、普通交付税の数字が一定は見れるんですが、やはり減少していくとなりますと、やはり単年に対する償還の負担が増えていくという事を想定しております。一方、将来負担比率ですが、こちらも分母、こちらも基金だとかそういった部分が充当されますが、それが一定の数字で保たれるのであれば償還は減っていきますので、そういう中での70パーセントという書き方をしているという事でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 頭で数字を整理させていただいたんですが、向こう10年に向けて、中々総体収支では厳しい運営をせざるを得ないと私自身は理解をしていますが、理事者サイドとしてはこの10年に向けて、人口減少や色々な問題があると思いますが、特にですね、ここについては注意して取り組まなければならないという項目があればですね、これらについて説明、考え方と言うんですか、向こう10年に向けて町としてどういう方法で向かって行くんだという腹づもりと言うんですか、それらについてお聞きしたと思います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。203ページ上段にあります町債の残高、先程大型の事業をやる事によって残高は減ってきます。ただ、やはり人口減少になってきますと、それらの負担という部分もございます。そういう中で、これからもやらなければならない事業はまだあります。その事業に於きましては、現金で出来るとはな

りませんので、一つでも有利な起債を活用しながら事業を進めていく。そうした中では、残高も見なければならぬと思っております。

町財政を進めていく上では、204ページに「施策に係る主な取組・事業」といたしまして、この中にあります町税を始めとする歳入の確保、そして事務事業の適正な運営、そして投資的経費、縮減ともありますが、やはり投資的事業、必要な事業、優先的な事業、これらを見極めながら、これは3カ年実施計画で例年見ながらやらなければならない事業、最優先される事業を選択しながら進めていくと。

それと財政調整基金、やはり基金の確保をしなければ先程の比率も上がってしまうという事があります。それと下にあります各会計操出金、これは一般会計のみならず、特別会計、企業会計もそれぞれの会計で努力をしていただいて、一般会計からの負担を抑制するといった事を今後10年間の取組の内容として、町財政を進めさせていただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 一番気になっているのがですね、私が議員になってから約30パーセントの財政の見直しと言うんですか、経費の削減の実施をした事もあります、かつては。今、ずっと話を伺ってきましたが、非常に将来負担比率は増えてくよと。こうした中での財政運営は非常に厳しいものがあるんですけども、町民へのサービスの低下というわけにはいかないけれども、経費の削減、支出の削減を1割でも2割でもしなければ運営ができない、という状況には至っていないと理解をさせていただいたんです。

当面、この10年に向けては、現時点ではそういう事は考えていないと理解をさせて貰ったんですが、如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えします。今の町民サービスを維持していくには、やはり財源が必要であります。そういった中では、新たなものも出てこようかなと思いますが、委員仰る通り色々な財源、こちらを確保しながら、基金を確保しながら、町民ニーズに応じていける様な事業の展開を進めてまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想65ページ、⑤「人権尊重・男女共同参画」と併せて、行動計画206ページ、第5節「人権尊重・男女共同参画」です。

3番、室崎委員。

●室崎委員 ここに記載されている話は全くその通りで、もっともな話が記載されております。その事については特にはないんですが、ちょっと引っ掛かるのはですね、208ページ「施策に係る主な取組・事業」というところで、「男女共同参画の広報、啓発の推進・女性団体への支援」という事になっているんですね。いずれにしても、行政の我が事ではないんですね。それでちょっとお聞きしますけれども、現在厚岸町の正職員だけで結構ですが、何人居ますか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後03時56分休憩

午後03時59分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
総務課長。

●総務課長（総務課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。職員数、再任用を含む正職員の数が273、その内女性職員が108人になります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 273人中、管理職は何人ですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（総務課長） 正確な数字でないですが、40名程度おります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 総体は約270人でも良いんだけど、管理職のほうが数字が狂うと聞こうとする事が変わる恐れがあるんだけど、まあ良い。内、女性は何割ですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後04時01分休憩

午後04時03分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。  
総務課長。

●総務課長（総務課長） 再度の貴重な時間、大変申し訳ございません。先程40名と申し

ましたが、専門職の管理職も含めると管理職全体では60人、内女性職員が17人、28.3パーセントとなります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 どういう言い方をしているかわからないんだけど、管理職と言われる人には課長と課長補佐がいますよね、両方合わせて管理職ですね。課長の中には女性はいないですね、厚岸町は。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） おりません。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 過日、東大の入学式で非常に話題となった、非常に立派な入学生に対する歓迎の挨拶がありました。東大の名誉教授がなさったんです。その話は今縷々言いませんが、その中で私も印象に残ってるのは、その当時話題になった幾つかの大学の医学部が、女性を余り入らない様に工作していたという事がばれて、それで大問題になった事がありますね、それをちょっと取り上げてました。その時に、如何なる理屈があっても数字で五分五分にならないという事は、そこに性差別があるという事なんだと言っていました。いやいやそうじゃない、女子学生よりは男子学生のほうが出来るからと言ったら、これはジェンダー教育を受けさせなければならないですね。

それで、208ページを見ていて思った事は、ここの「施策に係る主な取組・事業」に端的に現れていますが、「男女共同参画の広報、啓発の推進・女性団体への支援」というのが厚岸町の施策であって、これは全部人<sup>ひと</sup>さんに対する働きかけなんですよ。自らに課するものがない。これについてはどうお考えですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 人事権のある私でありますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

実は私も町長として人事権の中で、やはり女性を増やすと、管理職ですね、これを最も望んでいるところです。お陰様で、28.3パーセントとなっているわけですが、できればですね、ご指摘のありました通り課長にもなっていたきたい、その願いを持っているわけでありまして。女性でも能力は、課長になる能力は十分にあります。そういう面で日頃から色々と協働しているつもりでありますが、できれば将来はですね、そういう方向に持っていきたいと思っております。ただし、相手が中々了解するかどうかの問題も抱えているわけでごさいます、そこが大変頭の痛い課題である事をご承知をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 向こう10年に向けての行動計画やそういう所に、今の町長の熱い思いをですね、やはり記載すべきではないかと思うんです。それで、下にですね「人権の花運動」と、これは後で聞きますが、それと「審議会などにおける女性委員の割合」というものを出していますね。ここに厚岸町の管理職の割合を、その数値まで持っていけるかどうかは別としても、やはり目標値というのを入れてくべきではないのかと。

今の状態では管理職を受けませんという話は前にも議会で聞きました。その時、私は敢えて言いましたよ、高い所に上げられて棒で突つかれる様な職場だったら、誰も高い所には上がらないと。だから、鶏が先なのか卵が先なのかという事もある、という事もあります。厚岸町の町職員の職場がどういうものかという事は、私は分かりません。だから、そういう原因なのかどうか、勿論分かりません。

ただですね、やはり客観的数値、客観的記述を出して、そして町長が仰った様に少しでも男女の比率がですね、そんなに変わらない様なふうにして持っていきたいんだという事は、こういう時にきちんと出すべきではないかと思うんですよ、如何でしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 庁内ですね、役場組織の中での問題を総合計画の中で取り扱うべきかどうか、大変難しい課題だと思います。と言いますのは、やはり総合計画は住民に対する政策等を含めた地域づくりを総体的に10年間、こういう町を造りたいという構想並びに行動計画という事になっておりますので、果たして庁内の関係に対する課題を載せるかどうか、今後の一つの課題にさせていただければと思いますが、しかし、今日しかないわけでありまして、この問題はちょっと即答は私はしかねると。ただ、そういう気持ちは持っているという事を、ご承知いただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 町長、記載については総合計画だから逡巡するんだと仰ったんだけど、80ページ「エネルギーの有効利用」、そこの一番最後のところですね、「施策の展開」というところには「町有施設における省エネルギーの推進」というのが書かれていますよ。この場合、町有施設ですから役場よりちょっと広がりますけれども、町有施設だけが省エネになれば良いんだという事ではないですよ、率先垂範というか、範を示すというか、それによって効果を町中に広げていく。そのため先ず町有施設で行うんだという意味ですよ。そういう意味で、男女共同参画の思想というものを町の中に広めていくために、先ず町が自分のところの目標値を出すんだという事をやっても、決して悪い事ではないと思うので、その辺り検討していただきたいなと思います。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） エネルギーの適正且つ有効な利用という事でお話があったわけでありますが、実は審議会・委員会等々がございます、厚岸町には。そこにはですね、お陰様で女性をほぼ、その委員会によりますが、半分半分でない所もありますが、ほとんどそういう方向に私は指名する場合には、お願いする場合は努力をさせていただいております。ですから、役所の中の問題を総合計画に入れる、町有施設の問題はエネルギーの話でありましてね、ですから人事の問題をモデルとして厚岸が進めるという事は勿論大事な事であり、厚岸がやっているんだから他の各企業に於いても、また、色々な場所においてもやりなさいという事になるかと思いますが、ただ、庁内に於ける人事の問題をですね、目標にするという事が果たしてどういうものかなど、私はそう理解しておりますので、ご理解いただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました、これはこの程度で止めます。高い壁があるという事ですね。それで、もう一つちょっと、このページにですね、指標のところに「人権の花運動」とあるんですけど、これは何ですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 法務局の所管している事業の中で、人権教室ですとか色々な事業がございます。その中で、花を植える事で人権擁護の部分を進めていきたいと思いますという事業がございます、それが年度によって回って来る事業となっております。ここに上げているのは、そういった事業でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 2校と書いてあるから学校なんですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 学校単位でやっている事業でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 済みません、この程度で止めます。そんなに時間を取りたくない。その学校で花を植えると人権尊重になるわけですね。それとも、そこの所で花を植えるという事を切っ掛けにして、色々な人権教育をやるんですか。ちょっと中身が全然、花を植える事しかお聞きできなかったんですけど。



●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 説明不足があり、大変申し訳ございません。207ページの①「人権意識の啓発」の「施策の展開」の(2)の部分の①に記載してございますが、「児童が花の苗や球根などを協力して植えることにより、命の尊さを実感し、優しい思いやりの心を児童に持っていただく」という事を目的とした事業でございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想65ページ、⑥「交流活動」と併せて、行動計画209ページ、第6節「交流活動」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。次に、基本構想65ページ、⑦「定住・移住」と併せて、行動計画212ページ、第7節「定住・移住」です。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、一旦休憩といたします。

午後04時17分休憩

午後04時18分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。  
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 先程、3番委員さんから質問のありました「開かれた町制の推進」、こちらの194ページの「サイレントマジョリティ、物言わぬ多数派」ですが、こちらは総務省で今現在、注釈でこの様な言葉を使っているという事で、そのまま引用させていただいたという事であります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

〔「総務省が言ってるからそのまま使うんで、町では直す気はないんだと言うなら、それはそれで。」の声あり〕

●委員長（竹田委員） 委員会を休憩します。

午後04時19分休憩

午後05時27分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

●委員長（竹田委員） 本委員会に議案の修正がありましたので、本委員会にて審査中の「議案第1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」に、この修正を含め審査を継続したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。よって、本修正も含め、議案第1号の審査を継続することに決定しました。

●委員長（竹田委員） 議案の一部修正箇所の審査に入ります。修正の表にしたがって進めます。

●委員長（竹田委員） まず、55ページ。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ次に、63ページ。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ次に、102ページ。  
ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ次に、148ページ。  
ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ次に、156ページ。  
ごさいませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ次に、214ページ。  
ごさいませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ次に、216ページ。  
ごさいませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ次に、218ページ。  
ごさいませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ次に、220ページ。  
ごさいませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で修正箇所の質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
提出された修正箇所について、提出どおり修正とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。  
よって、「議案1号 第6期厚岸町総合計画基本構想及び行動計画の策定について」  
は提出されたとおり修正されました。

- 委員長（竹田委員） 次に、総体的な質疑に入ります。  
4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 総体的にお話をさせていただきます。過去に5回、第5期までの総合計画  
も評価に値するものであったと思いますが、その目標の到達点がどこで終わったのか、

最終的にはよく分からないで終わった様にも思います。しかし、今回の目標は世界共通の視点で考え行動を目指すエスデージーズの手法を取り入れた考えは、他の自治体に勝るとも劣らぬものと評価する次第でございます。

各項目共通して、この計画に目標実現に向けて、それぞれ役割分担が示されております。町民、地域や団体、行政等、公約的目標が設定されております。総じて絵に描いた餅とならない様に実効性あるのみと私は思うのであります。そこで、町民若しくは地域や団体、その方々にこれを実のあるものにするためには、どの様な周知と言うか、取り組み方をしようとしているのか、その点を伺いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。先ず第5期総合計画の部分でございますが、こちらの総括書で第5期の総括をさせていただいております。そういう中では、実施されたもの、完了したもの、未実施のものもあります。これを踏まえまして、今回の第6期総合計画を策定させていただいております。

この計画には町民の皆さまから色々なご意見をいただきまして、今回の第6期総合計画を策定して今議会に提出させていただいております。これに関連した委員の皆さまには、先ずこれをお配りさせていただきたいと思います。それと町民の皆さまには、この計画は厚岸町の最上位の計画でありますので、この計画を分かりやすく、もう少し分かりやすく広報等で周知をさせていただきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 最後のほうに言っていた部分に私は賛同と言うか、エスデージーズの手法を取り入れております。どれだけ町民の皆さんが、その事を理解しているかというところに私も未だ疑問があるわけです。ですから、どうやってPRしていくかという事をしっかりと考えていただきなと思って、総体的な部分で質問させていただきました。

今、広報等にて周知するという事も言われましたが、私は至る機会に町民の皆さんに、そういう目標を持って町は取り組んでいるんだと、町は自分達の内輪の事は分かると思うけれども、町民の皆さんが町が目標とされている、それに共鳴して一緒に行動する事が大事だと私は思うので、その事を力を入れて行政側の取れる事をしっかりとやっていただきたいという事をお願いして、私の考えを述べさせていただきます。

何か答弁があれば、お話しさせていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員、仰ったとおりでございます。この計画を少しでも町民の皆さまに理解していただける様、私共もどういった形で分かりやすく、そしてエスデージーズを活用して計画を策定させていただきました。また、町民そして地域団体と行政が一体となって政策を進めて行くという事でもありますので、分かりやすい様に町民

へ周知させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。3番、室崎委員。
  
- 室崎委員 行動計画を見ますと、それぞれの中に関連する町の個別計画が入っていますね。何々に関する基本計画という様なものですよね。これ30できないはずですよ、相当あると思います。これは12ページの図を見ると、個別計画は行動計画と同等という事になるのかなと思うんですが、その様に解釈すればよろしいんですか。ちょっとこの図では分かりづらいんだけどね。
  
- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。
  
- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。行動計画と個別計画の連携ではありますが、基本構想と行動計画と実施計画の三層になっております。それに基づいて個別計画があるという事で、整合性を図るという事で12ページの図とさせていただいているという事でございます。
  
- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。
  
- 室崎委員 基本構想と行動計画と実施計画があるんだけど、今はっきり聞こえなかったんだけど、基本構想と行動計画に基づいて、実施計画まで入れて基づいて。そこの辺りをもう一度。
  
- 委員長（竹田委員） 総合政策課長。
  
- 総合政策課長（三浦課長） 総合計画は三層でなっております、基本構想・行動計画・実施計画。実施計画というのは3カ年実施計画、これは毎年見直しております。これを合わせまして、この三つで総合計画となります。個別計画はこれに基づきまして、それぞれの部門部門での計画、こちらはそれぞれ個別計画を作る際に、総合計画の行動計画に基づいて個別計画を策定するという事になっております。
  
- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。
  
- 室崎委員 行動計画の中に個別計画の説明があるわけでしょう。行動計画・第2節環境保全という様に始まりますよね。そうすると、そこに関連する町の個別計画という様に入ってるわけですよ。だから、三層構造全部じゃなくて、この書き方だと、この行動計画のところで関連する個別計画という事になってますよね、この書き方は。全体図のほうは今日は議論の余地がないと言うから言いませんけども。そうすると、この書き方だと実施計画は出てきませんよ。実施計画とは3カ年実施計画でしょう。それは基本計画だとか何とかに則ってなければならない。上下関係逆じゃないですか。それを表してい

るのが、第1章から始まる行動計画の中に、関連する町の個別計画というものが載せられてるんじゃないですか。

10年前にも同じ議論したんだけどね。その時は担当者が全然意味が分からなくて、とんちんかんな事しか言わなかった。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。基本計画であります、厚岸では行動計画という事に行っているわけでありまして。この具体的なものといいますのは、基本構想を具体的に実現していくための中長期的な計画であります。主たる事業計画を含むとされていますが、厚岸では前期と後期、5年計画、説明したとおりであります。

基本構想の政策方針に従ってですね、主要な政策群をまとめ上げたものであるという事でありまして。具体的には、個別政策との現況と推進、今後の体系方針と事業計画とを総合的に盛り込んだものがございますので、三層構造であります。実際は3カ年計画、実施計画でその都度その都度予算を含めてですね、財政状況も踏まえた中で実施をしているところであります。ですから、三層構想の中で色々と課題はあるという事は事実であります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 お聞きしているのはね、そういう事ではないです。三層構造は良いんですよ。ただね、基本方針・行動計画・実施計画、3カ年実施計画ですね、というのがあって、それは基本構想を行動計画でもっと具体化して、そして最終的には3カ年実施計画にする、その三層構造は分かるの。たけど隣にね、基本計画というのがあるんですよ、個別計画としてここに載ってるね。これ、10年のスパンの基本計画は幾らでもあるんですよ。その位置付けと言うかな、順位と言うか、その上下関係と言うか、それをどこに置いているんだという事を聞いているんです。

三層構造なんだから、それ全部なんだ、その下にあるんだという事になったら、3カ年実施計画は基本計画を無視して作っても良い事になるわけですよ、そうはならないでしょう。だから、行動計画という基本構想を具体化しているこの計画と、同等の位置に基本計画と言われる諸々ありますよね、例えば74ページ環境のところでは、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」とありますよね。それは三層構造の中の隣にあるんだけど、上下関係としてはどこに置くんだという話を聞いているわけです。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 各部門に於きましてですね、ご承知の通り取り組む方針とか、それから個別事業等々が載っている部署と載っていない部署があります、個別計画を。ですから、行動計画の中に入っているわけですから、そういう事で進めているという事ですから。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それを聞きたかった。ですから、個別計画としてここに出ているものは、今回作る時に、この個別計画と矛盾する行動計画を作るわけがないんですよね、全部入れている、いわば溶け込んでいるわけですね。そうすると、これは三層構造の外に、形の上ではあるけれども、実際には行動計画そのものであると考えるべきだと思うんです。だから、3カ年実施計画は行動計画に則って行わなければならないという意味に於いても、個別計画にも則ってやらなければ駄目ですよ。そういう上下関係にあるんだという事の確認なんです。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 厚岸町に於きましてですね、個別計画は38だと思いましたが、38計画位あると思います。ですから、今言った行動計画の中で、上位はあくまでも構想ですから、そしてそれぞれの行動計画の中に計画があると理解をしています。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 要は法のヒエラルヒーなんです、基本構想があって、行動計画があって、個別計画も載ってますよと、その下に実施計画があるんですよという事は徹底してもらいたい、それが一つ。そうなりますとね、現在個別計画というのは議決要件になっていないですね。なりましたか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） なっていませんね。行政で作って、それを個別計画として、それぞれ実施しているという事であろうと思っています。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 総合計画、前回の時ですか、それまで法律上は基本構想だけが議決要件だったのかな。それを町長もそうだと仰って、行動計画まで入れましたよね、議決要件の中に。その考え方でいくと、今後ですね、何とかに関する基本計画という様なもの、ここでいう個別計画、こういうものについてもですね、議会とどういう様に協働していくかという事については、懸案事項だと思うんですがね、如何でしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今言われましたとおりですね、平成23年から必置の計画でなくなっ

たわけでありまして。そういう意味で、基本構想だけは議会の議決が以前は必要であったわけでありまして、やはり厚岸の将来の羅針盤として重要な事は、行政と議会が一体となった「まちづくり」をして行かなければならない、という私の考えもございまして、行動計画まで議会の議決という事で、構想は勿論、行動計画と一体の中で提案している。そして本日議決をいただくという事でございます。

そういう意味に於いて、今後の個別計画をどうするのかという事でありまして、今後の一つの課題としてですね、議会と行政が一体だと言われる今日の中にあって、やはり議員の皆さん達も、共に「まちづくり」の責任を負う立場にあるわけでありまして、住民の代表であります。そういう意味に於いて、今後の行政と議会の在り方という事も十分に踏まえた中で、「まちづくり」をして行かなければならないと私は考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 その点については、今後の懸案として色々議論して行きたいなと思います。

もう一つなんです、今回、12ページの図が非常に分かりやすい図で、要するに階層構造だというのは良く分かるんですが、総合計画だけ考えると一番上にあるのは基本構想なんです。ところが、実際の行政の流れからいうと、この上に条例があって、また、法律や規則があるという事になると思うんです。それで、時々ですね職員の方と話をしている、おやっと思う事があるんですが、割と法律とか条例とかに余り関心がなくて、去年やった先例のほうが非常に重きを置いてものを見ているんじゃないか、と思う様な事を時々見掛ける事があります、皆が皆とは言いませんよ。ただ、実際の実務をやっていると、その様に流れる場合がどうしても出てくると思うんですね。

それで、やはり基礎になるものが、どこに論拠と言うか、根拠があるのかという事をそれぞれの担当の所ですね、折角こういう良いものを作ったわけですから、これを利用して、自分達の仕事がどういう形になっているか、という事を掘っていただきたいと思うんです。そうすると、12ページにある三角構造の上に条例があって、或いは関連する法律があってという様な図まで、自分達で作ってみるという事が非常に仕事の内容を理解すると言うか、そういう意味でも大事でないかと。見ていて思いましたので、余計な事ながら一言申し上げるんですが、如何でしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 総合計画と条例の関係であります、総合計画といいますのは何度も言いますが、「まちづくり」の大きな構想なんです。条例とか、要するに法規ですね、これは別な課題という気がするんです。議会の議決を得るんだから同じだろうとかいう解釈はしませんけれども、どちらかというとなら法規のほうは行政運営上は重要な課題です。

しかし、総合計画も一方にあるという中で、その上に条例があるという事については、「まちづくり」に対する中では色々な個別計画あり、条例あり、色々あります。ありますが、これを上下の中で判断をするという事についての行政の運営上、果たしてどうい



うものかなという、私なりに質問を受けたわけではありますが、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そういう難しい話じゃない。私が言っているのはね、上位法・下位法というのがありますよね。法律・政令・条例という、一番上は憲法なんだけれど、いわゆる規則主義ですから、行政が仕事を行う時には、何らかの法的根拠が必要ですねよ。それに従って具体化していく時に、総合計画というのがあるわけでしょう。だから、総合計画でこんな事を言ってる、その法的根拠は何なのかという事を考える時には、やはりこのヒエラルヒーの隣でも上でも良いんだけど、そこには法的根拠をきちんと、全部でなくても良いです、自分の関連するところだけで良いですから、それぞれ勉強なさっては如何ですかと、こういう話なんですよ。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 分かりました。そういう意味に於きましてですね、事実的な自治体経営を行い得る体制、これは今議決をいただいたわけですから、作っていかねばならないと、体制ですね。その様に私は理解をいたしましたので、これからまた研究してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 総体的にという事でございますが、第6期厚岸町総合計画、色々審議をさせていただきます。計画書をずっと拝見させていただいたんですけれども、一番懸念している事が一点ございます。それはですね、本計画を推進する原動力、何と言っても私は職員の皆さんだと捉えております。行政部門、行政の運営については人材の育成、これらについても明記してあります。

ですけれど、総合計画を推進するのは優秀な職員の皆さんだと信じていますが、私が議員になってから昨今、新しく入った新採用の職員は辞めていく人が多くなった。それから、これは私が感じるんですよ、忙しい部署と忙しくない部署と言ったら失礼かもしれませんが、この差が酷くある。それから、私だけではないんです、職員に対する町民の色々な意見、良いものだけではありません。若干信頼を疑義する様な声も耳にする昨今でございます。こんな事は近年ありませんでした。

そんな事もありまして、改めてお伺いをさせていただきます。職員の人材育成、この執行に当たってどの様な姿勢で向かわれるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 人材育成と総合計画実施の関係であります、やはり今日の社会情

勢は大きく変化をいたしております。そういう中での厚岸町役場の組織として、今ご指摘がありました忙しい部署、暇な部署とは言いませんけれども、色々あるだろうと。そういう中での人材育成をどう考えるかという事かと思いますが、私は先ず、総合計画を新年度から発足するわけでありましたが、これは10年間の将来の厚岸の羅針盤として、どういう方向に向かうのかという大事な構想であり、基本計画で、または実施計画になるわけでありまして。やはり職員は、この計画というものを十分に承知をしながら、仕事をしなければならないと考えます。

各自治体と見ますと、総合計画というのは色々あります、期間を含めて内容を含めて。しかしながら、厚岸は三層の中で決定をいただいたわけでありまして、先程町民の方法についてお話がありましたけれども、私は職員が、先ず決定いただいた総合計画を十分に心構えて行かなければならない。そのためにですね、この構想を、計画を作る場合に於きましても、各部門の係長職の方々からも部内の組織として意見を吸い上げております。そういう中での職員の意識というものが、十分に、決定した事によって認識も新たにしているだろうと思っております。ですから、そういう面に於いては、総合計画を十分にこれからも、我々自体も色々推進するに当たっての職員の周知、というものを考えて行かなければならない。

それと同時に、俺の部署に関係ないからという様な事であってはなりません。やはり厚岸町全般の総合計画である、という認識を持ってもらわなければならない事は当然でありまして、今後、職員の組織に於ける仕事の在り方についても、先程人事の問題もありましたけれども、十分に町長として職員を指導するなり、また、人材の育成は最も大事な事に現在なっているわけでありまして、この点を十分に注視しながら行政を進めて行きたい、その様に考えますのでご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 以上で、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託された案件の審査は、全部終了いたしました。

●委員長（竹田委員） よって、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を閉会いたします。

午後06時02分開会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年1月14日

第6期厚岸町総合計画審査特別委員会

委員長